

文書館ニユース

2 号

山口県文書館

ご挨拶

館長 兼 清正 徳

これまで山口県文書館には、研究史料を閲覧するため、月に幾度となくお世話になって来ましたが、今度は、ここが私の勤務場所となつて、いささかちぐはぐな気持がしなくてもありません。

しかし、云わば「勝手知ったる他人の家」がわが家となった以上は、従来の研究者としての文書館利用の経験を生かして館の運営に当り、より利用性に富んだ文書館として、来館されるかたがたに喜んでいただける研究の場を形づくってゆきたいと考えております。

とは申しますものの、本館が昭和三十四年に全国最初の文書館として発足して七か年を閲し、この間の草創の苦心は今日もなお続いております、所蔵史料の母胎となった毛利家文庫五万点の整理すらまだこれからであり、いわんや徳山毛利家文書や県庁文書を充分利用できうるま

ご挨拶

最近における日本史史料保存利用問題の動向

文書館について

「国立文書館」問題の新段階

福島県における「文書館」もしくは「文化会館」設置の

うごき

埼玉県における歴史的史料の調査保存の動向

文書館と図書館

兼清正 徳

木村 礎

鈴木賢祐

石井寛治

菅田 宏

森田雄一

渡辺秀忠

11108

6 3 2 1

でに整備するには、僅少な館員では「重荷を負うて山路を行くが如く」「前途遼遠を思わせ、名実ともに完備した文書館となるためには、なお多くの努力を必要とします。幸にも、本館に寄せられる県内外の多数のかたがたの強い御要望と暖い御支持があり、これに応えて、館に付与された責務を果たすよう微力を捧げたいと決意しております。

なお、本館発足以来の刊行事業として、「防長風土注進案」全二十二巻の編集を終え、学界多年の要請の一端を実現することができました。ご支援いただいた全国諸賢にあつく御礼申し上げますとともに、第二期事業として、本年から毎年一冊づつの「萩藩閥閥録」全四巻を刊行しますので、引つづき御活用いただきますようお願いいたします。

また、明治維新百年事業の一つとして、山口県政史の編集にも本館が中心となつて着手しております。史料の収集・目録の作成などに関しても広範な御協力を仰がなければなりません。よろしくお願いいたします。

ともあれ、今や澎湃として盛り上つて来た全国文書館設置運動の橋頭堡ともなつて来た本館が、いかにしてその先駆的使命を果たすことができるか。それは少数のわれわれ館員だけの力では到底なし得ないことは申すまでもありません。絶大な御支援御激励をお願いいたします。

最近における日本史史料保存

利用問題の動向

—学術会議を中心に—

木村 礎

日本史史料の保存利用問題（いわゆる「日本史資料センター」問題）は日本史の学界、図書館界に大きな問題を投げかけているが、この問題が表面化し、一般的に討議されるようになったいきさつは私の知る限りでは大体次のようなものである。

一昨年（昭和三十九年）秋の地方史研究協議会大会（於横浜）の総会において、日本史資料センターという構想が存在し、それが推進されているらしいことが来会者に判明した。この問題が出てから俄然総会が混乱状態に陥ったことは記憶に新しい。私などは何のことやらしばらくの間は全くわからなかったのである。この問題は賛否は別として非常に大きな関心を呼び起したので、地方史研究協議会や歴史学研究会などが中心となって真相の調査に乗り出した。その結果、このような構想の主体は日本学術会議の人文社会科学振興特別委員会（人特委）という機関にあること、この機関の幹事として推進役をつとめている人が井上智勇氏（学術会議会員、京都大学文学部長、西洋史）であること、井上氏を中心に日本史の学界からなる小委員会（ワーキング・グループ）が構成されており、その小委員会が具体的構想を立てていることなどが判明した。その具体的構想とは全国を幾つかのブ

ロックに分け、このブロック内の中心的な大学にセンターを設け、その地域の史料を現物やマイクロ・フィルムで集め研究の便に供しようというものである。各大学によって内容に若干の差があり、一律には論じられない部分もあるが、東北、名古屋、京都、広島大学の案は非常に似通っており、一本の根から出たものと推定される。

この構想が明るみに出ると、日本史の学界では批判、反対の声が強くなり、運動が展開された。これについての具体的なことは省略する。反対の主な理由は、このようなプランは一見まことに結構なもののように見えるが、広汎な地域に存在する史料をそのような形で集めようとすることは、逆に集められない史料の急速な散逸をまねくであろう、また史料が特定の少数の大学の独占に帰し、見られなくなってしまうのではないか、というような実的な部分と、このような構想の進め方がきわめて独善的・非民主的だという手続的な部分とに分けられるように私は考えている。両者ともまことにその通りで、この反対運動には十分な正当性があったと思う。

こうして人特委は非難の鋒先を正面から受けることになった。今年の一月二〇・二一・二二日の三日間にわたって学術会議が開かれ、人特委の報告が行なわれたが、センター問題に関しては「日本史資料の保存、利用については、その重要性と、センター（複数）の必要性については、すべての人の一致する点である。よってこのことについて継続的に検討されることが望ましい。尚その際、二つの小委員会は、一応解散して、改めて委員を決定し、統一的にこの問題を考えること……」（傍点木村）との報告があり、総会の承認を得た。これによってセンター問題を扱ってきた主体は消滅したわけである。

しかし、事柄の重要性からして、学術会議の中に何らかの取扱機関

を設けることは絶対に必要である。このことにつき二月二四日に開かれた第一部会(文・史・哲・教・心・社の会員を以て構成。全三〇名)において、この問題を第一部会で取扱うことに決定した。しかし、どのような機関を、どのように構成するかという具体的なことは未決定であった。

四月二〇・二一・二二の三日にわたって開かれた学術会議の総会ではセンター問題についての報告はどこからも出なかった。人特委は今後も存続することにはなったが、具体的な問題は取扱わず、人文、社会科学の基本理念といったことを考究する、という立場を表明した。つまり人特委はセンター問題から降りたわけである。そして第一部会には「人特委が中心となつて検討してきた日本史資料センターの問題については、今後第一部が中心となることが確認される」と総会に報告し認められた。即ちセンター問題の取扱いは人特委から第一部へと確実に移行したのである。

二二日の総会終了後第一部会が開かれ、この問題につき部会内に新たに小委員会を設けること。その小委員会の任務はさしあたり、日本歴史学協会や図書館協会と密接な連絡を保ち、関係方面の統一見解の獲得を推進すること、その当面の任務を達成するための小委員会の構成は小規模なものとし、東京在住の歴史学関係会員即ち高橋碩一、松本信広、江口朴郎、八幡一郎、木村礎の五名を以て構成すること、その世話役には木村が当ることが認められた。つまり、木村を中心とする新しい小委員会が各方面と連絡に当ることになったのである。なお、木村は念のため人特委の委員にも立候補し、幸いにも高位を以て当選した。

このように、日本史史料保存利用問題は従来の行きがかりを全く御

破算にして新しい局面を迎えたのである。今後の展開はおおむね以下の三段階に分けられるように思う。①歴史学界、図書館界が一致して統一見解を獲得しそれを学術会議に持ち込むこと(これまでのように学術会議の一機関が独走するようなことは起らないだろう)③その具体的な統一見解を学術会議総会に上程し、政府に対して設立を勧告すること③勧告後もアフター・ケアーを怠らず実施の最終段階まで強力・着実な運動を展開すること。以上の諸段階は一つといえども容易ではなく、最終段階に至るまでには相当長期にわたることを予想せねばならない。まず最初に必要なのは実施に向つて前進するための統一なのである。

(一九六六・四・二六 明治大学教授)

文書館について

—— 婆 言 三 片 ——

鈴木賢祐

文書館について

時間もないので、主にも「文書館ニュース」一号(昭和四〇年九月)P.9「文書館法要項」の内容を媒体にして、山口県文書館について不満・注文・希望などを書出してみたいと思います。

この「要項」では、大体において、現実の文書館の諸欠点は排除されて、立案者の理想に近い(地方)文書館像が描出されているものと

解釈して宜いでしょうか。

さうだとすれば、現実における、要項の水準以下の諸部分は、既に欠点としてマークされ、改善へのプログラムに加はられているのでしよう。従って、それらには、もう触れません。

「文書館要項」

一 (2) この箇条(13頁文書館法要項参照)にだけは、地方団体文書館のオーソドックスな体制に繋がるものとして、大賛成なので、特に提灯を持ちたいと思います。

文書館は、本質的に親機関(県立なら県本庁)の直系の機関乃至施設でなければならぬ宿命を持っているわけで、傍系である教委の末端か支流かに繋がっているのは、最大の自己矛盾である筈です。

二 この定義は、「文書館」ではなくて、「史料館」以外のものではない、ではありませんか。この箇条こそ、最低最悪の出来ばえと小生には、思はれてなりません。

「文部省指定の研究機関」も不可解の至りです。

ご再考至囑

三 (1) 「収集」は、「条例」では、第七条で解説乃至敷衍されているので、大体わかりはしますが、文書は、本来、親機関から自動的に流入するなり引継がれるなりした資料集団から成立っていて、多少の濾過作用(評価・選択など)は行なはれるにしても、図書館や研究所などで行なはれる「収集」とは大きく違っている筈です。誤解を招く虞れないような表現を考へて頂きたい。

(5) (6) 研究所的な機能であって、文書館のオーソドックスな機能からは逸脱の嫌いがありはしないでしょうか。余剰エネルギー

1で自然そこまで穎脱するのは、一概に白眼視するにもおおよばないにしても、規程上では、「その他関連ある事項」のヴェールの向かう側に引込めて置かれるべきでしょう。

五四

(3) 史学、殊に「日本史」への著るしい偏向ぶり——「図書館(2)(3)館は図書館学の専攻者でなければ」と主張する、偏狭な閉鎖主義などと軌を一にする——ではないでしょうか? 「史料」という用語からも、正直な話、「頑迷固陋」の印象を拭い去ることができません。

フランス国立文書館の R. Marguant が強調しているような、近代文書館の「国民経済」や「国民の社会生活」へのサーヴィス*、「アーカイヴィスト達の新しい役割」などに照らしてみても、法・政・経・商・社会・教養(東大や日本基督教大にあるような)の各学科出身者たちも、恐らく同程度の文書館員候補者としての適格性を具へているのだらう、と予想させられます。

根本的なご省察を希望します。

* R. Marguant, ** "Archives and economic and social development," *Umsco Bulletin for Libraries* XVI (no. 5) : 234-36, Sept.-Oct. 1962.

** Conservateur, Archives Nationales de France, Paris.

「毛利家文庫」の位置づけ

文書館関係諸賢の前向きの姿勢を希望することについての、象徴的

な一例として、「毛利家文庫」の文書館資料—文書—としての位置づけの問題があります。

「毛利家文庫」は、現文書館の成立に関しては、忘れることのできない、謂はばその根本動機でしたし、その資料的価値は、それが古くなるに連れて累加しこそすれ、減滅するものではない、のかも知れませんが。従って、これが一枚看板として宣伝されて来たのも当然でしょう。しかし、いつまでも毛利家文庫にしがみついているように見えるのは、後ろ向きの姿勢と言はねばなりませんまい。

「毛利家文庫」は、現文書館の文書としては、むしろ直系の尊族と考へても宜いでしょう。但し、県文書館では、県庁から出る文書が「当主」であり、「社長」であるのに対して、「先代」か、精々「会長」として位置づけられるべきものです。県文書の幼少であった間、さながら「院政」時代の上皇なり法皇のように、毛利家文庫が同館に事実上君臨して来たのです。しかし、これが、創立10周年に近くなつて来た今日でも、依然として一枚看板にされては、「毛利藩」文書館ではない。「山口県」文書館の看板に偽わりあり、の謬りを免がれないのではないのでしょうか。

・この辺で、「当主」の県文書こそが前面に押出されるべきです。それが、県文書館としての、「前向き」というより、当然のオーソドックスな姿勢ではないでしょうか。

ついながら、諸支藩その他の群小文書集団にも、親類縁者・眷族等として与えられるべき夫々の座は有り得るには相違ありませんが、「過ぎたるは」とか、の謬も時々顧みられるべきではないか、とも愚考する次第です。

公共図書館と文書館の機能

公共図書館が、「社会教育」のためだけに存在するケチな施設ではなく、人類の「文化遺産の護持」や「調査・研究・立案・等々あらゆる人間活動のために要求される記録的資料の供給」という基本的な共通目的をもっている——現在その使命が果たされつつあるか否かは別問題として——ことを省慮するなら、文書館の施設をもっていない地方団体などの文書館の役割を、公共図書館で兼ねるのも、一応、ふさはしい在り方のように考えることもできましようか。殊更にアメリカの州立図書館の例などを引合いに出すまでもないことでしょう。

(それにしても、公共図書館行政が、新設の文部省文化局には移らないで、依然として社会教育局の片隅に取残されているのは、どんなものでしょう?)

今日、国立図書館や地方文書館の重要性が相当問題にされつつあるやうに見えてはいます。しかし、国立文書館はともかく、日本の現状から、ヨーロッパの先進諸国に見られるような文書館網が全国に張りめぐらされる日を、誰が期待し得るでしょう。

他方、文書そのものは、一般の図書館資料のように、購入費の多寡などに左右されるわけでなく、文書館の在ると無いとも拘わらず、それこそ日に、自動的に集積され——大抵、未組織の形で——成長しつつあるのです。

結局、公共図書館(就中公立)は、格好の試験勉強場所として群がって来る児童生徒たちにも門戸を開放する時と同じ大乗的見地から(或いは側隠の情から?)、そのような文書を「暫定的」に引受けるほかない、のではないのでしょうか。もし拒否すれば、文書資料は、大

量に塵芥に帰してしまふでしょう。というのは、一つのポストに2年位しか止めて置かれぬのが通例の役人たちには、そんなものは多分に、猫に小判、豚に真珠のような厄介物だからです。かくて、その地域社会は、そして究極的には人類が、懸替へのない文化財の一部を永久に失なってしまうでしょう。

ともかく、公共図書館では、一応、文書資料を引取るべきでしょう。しかし、文書は文書で、一般の図書館資料とは全く異質なものです。その館に文書館的諸機能を代行し得る諸条件が既に具はっているか、そのうち具われば別ですが、さうでない以上、図書館としては、次のような、極めて消極的な態度で、何時まで続くか分からない、その暫定期間を、持ちこたえて行くのが、無難ではないでしょうか。

すなはち、原則として、文書資料集団には無暗に手は加はへないで、なるべく原初的な姿のままに保管することです。図書館的分類が以ての外なことは申すまでもないでしょう。供覧その他のための出納には、精々、原位置への復元が可能な程度の記号づけ——それも、基本的に、文書管理法の原理に叶った——に止めて置くべきでしょう。この場合の最大重点は、資料が、原形・原順序のままで、ソット保存されることにあります。

それにしても、文書は、その性格上からも、また成長率からも、所詮、公共図書館にとっては、背負い切れない重荷となるに相違ありません。

それ故、他面においては、公共図書館が、率先し、団結して、文書館の必要性についての啓蒙運動を盛上げるべきでしょう。万一、一般大衆（主権者国民の大多数）に、その必要性が本当に徹底的に認識され

た暁には、問題は、急転直下、望ましい解決を見るに相違ないのですが、図書館自体の諸問題についても、ご同然ではないでしょうか。

（一九六六・五・二 東洋大学教授）

「国立文書館」問題の新段階

石井 寛 治

本年一月、突然「国立公文書館」の予定敷地二七〇〇坪の半分以上に当る一五〇〇坪を、近代美術館の移転用地にあてると、という「閣議了解」が発表された（一月一日『朝日新聞』朝刊）ことを契機に、「国立公文書館」問題の性格は大きく変化した。従来の規模の敷地ですら、なかなかわれわれの要求する規模と内容をもつ「国立公文書館」が設立されようになかったのであるが、その敷地が半分以下に削減されるとなつては、ますますわれわれの要求からは程遠いものが出来上りそうである。しかも、従来はなかなか予算請求が通らなかつたのに対し、今回の「閣議了解」で、総理府長官は、敷地削減の代償として、四二年度の予算では「国立公文書館」設立経費を認めてもらう暗黙の了解を得たごとくであり（長官に抗議した日歴協委員の話）、従つて、矮小化された「国立公文書館」が設立される見通しは格段に強まつたのである。総理府側としても、四二年度末までに、内閣文庫を「国立公文書館」内に移転させねばならないため、四二年度の予算請

求に際しては、全力をあげざるをえない事情にある。

こうした変化に対して、日歴協同問題特別委員の大久保利謙・和歌森太郎・所三男・松島栄一・津田秀夫の諸氏は、二月二八日、総理府長官に面接し、「閣議了解」の白紙還元を要求したが、長官は、「自分は国立公文書館の実現を早めたのであり、むしろ感謝してもらいたい位だ」と返答し、建物が小さくなる点については、元の敷地でも請求予算の半分位しか認められないのが普通だから結局同じことだとか、マイクロを使えばよいとか、地下室を作ればよいとか、さまざまな思いつきを並べたことである。日歴協特別委としては、強力的な抗議はしてみたものの、それ以上に打つ手はないままに止まっている実情にある。

そこで、昨年来、歴史学関係学会以外の部門も含めた学会連合結成の動きを推し進めてきた、大塚史学会・史学会・地方史研究協議会・土地制度史学会・日本史研究会・民主主義科学者協会歴史部会・歴史学研究会（これらにのち歴史教育者協議会が加わる）では、四月一六日に、この問題についてのシンポジウムを開き、問題点の所在を確認し合うと共に、今後の運動の進め方について検討した。

シンポジウムには、日歴協の大久保利謙氏・松島栄一氏・「センター」問題学会連合の木村礎氏・峯岸賢太郎氏・佐々木潤之介氏・北原進氏らを含めて三〇数名が集まり、四時間に亘って熱心な報告・討論が行なわれた。問題提起者大石嘉一郎氏は、予定敷地北の丸公園のある千代田区代官町は、建蔽率六割であるため、総理府構想の建坪七三九〇坪の建物を一二〇〇坪の敷地に作るには、少くとも一〇階建であることを要するが、同地区の他方の建築制限する高度二〇メートル以内という条件（せいぜい五階建）からして、それは実現不可能であるこ

と、従って実際に完成されるであろう建物は、移転される内閣文庫のほかは、各省庁の廊下にはみ出た公文書のみが収容されることの極めて不十分な「倉庫」とならざるをえないこと、従来の非民主的・官僚的立案プロセスそのものが、今回の敷地削減を生み出したこと、などを指摘したのち、今後の運動方針として、①総理府に対し敷地問題の白紙還元を要求する、②立案過程に研究者全体を代表しうる者を数名以上正式に参加させるよう要求する、③抗議文を出すだけでなく、学術会議をはじめ各界に働きかけて広汎な運動を展開する、④学会連合は機動性をもちうる形で組織する、という提案を行なった。続いて行なわれた討論では、いまの設立計画を御破産にすると当分の間次の計画は立たないのではないかというディレンマがあるという意見（大久保氏）や、「センター」問題において民主・自主・公開の三原則が立てられたように、われわれも、政府は公文書公開の義務があるにもかかわらず怠っているのだという原理的認識に立って運動を推し進めるべきだという意見（米田氏）、研究者の代表をどう選ぶかが問題だという意見（小野氏）をはじめ、多数の意見が出たが、結論はほぼ問題提起の線に落ちついた。

その後、このシンポジウム呼びかけ学会が中核となり、問題に応じて広く各学会に呼びかける形で運動を進めることにし（いわば流動的な形に学会連合をおく）、まず、シンポジウム出席者木村礎氏を通じて学術会議へ要望書を提出したが、同会議では、この問題の検討を第一部の小委員会に付託した（江口朴郎・高橋 一・木村礎・松本信弘・八幡一郎各氏担当）。ついで、予算請求のための青写真を六月に入ってから作ろうとしている総理府に対し、再び要望書を提出することにし、現在関係諸学会等に対して署名を依頼しているところである。

この問題は、これまでのところ主として東京在住の研究者によって論じられ、扱われてきているが、問題は決して中央官庁文書のみにかかわるのではなく、ここで出来上る「国立公文書館」は、現在存在する、あるいは将来作られる「地方(公)文書館」のあり方にも大きな影響を与えるものと思われる。また、近代史研究を行なうばあい、地方在住研究者も、何等かの形で、中央官庁文書を利用せざるをえないことは言うまでもない。その意味で、当面主として東京在住研究者の手で推し進められているこの運動に対し、地方在住研究者の御協力と御批判を切望する次第である。(一九六六・五・五 東京大学助手)

福島県における「文書館」

もしくは「文化会館」設置のうごき

菅田 宏

戦後、全国的な地方史研究の興隆によって、福島県においても、福島大学経済学部、同東北経済研究所、同学芸学部歴史研究室等をはじめ、学芸学部出身の現場の教師が中心となって結成された歴史教育者協議会、大学・民間の研究者を結集した福島県史学会、福島県考古学会、地方的な研究団体である会津史談会、磐城史談会等、また民間の地方史研究者の活動もめざましかった。県立図書館においても昭和三十年から古文書解説講座、地方史研究講習会を主催して、史料の散逸防止、民間の研究者の育成につとめてきた。しかしながら県民全般の

関心をよぶほどにはいかなかった。

近年、古文書・古記録等の歴史的史料が県民共有の文化遺産として価値の高いものであるということが広く県民に認識されるようになったのは、福島県が福島県史の編纂に着手し、それについて県内主要市町村においても市町村史の編纂を開始し、その成果が次ぎ次ぎとまとめられ、刊行されていることに起因しているとみられる。

現在、福島県における福島県史および県史関係史料の収集・調査、保存管理および県立図書館の直接・間接の協力体制についてみると次のようである。

(一) 福島県史関係機構とその機能

知事 — 総務部 — 文書広報課

①県庁文書の保存管理
②県史編纂史料の保管
県史編纂会議 — 県史編纂室

- ① 県史の編纂事務
- ② 県史編纂史料の収集調査
- ③ 県下市町村史編纂委員会との情報交換
- ④ 県史料調査委員の委嘱
- ⑤ 福島県史資料所在目録の作成
- ⑥ 福島県史文献目録の作成
- ⑦ 県立図書館と協力の

(一) 福島県立図書館郷土資料関係

館長 次長

総務係
整理係
奉仕係
郷土資料係
特殊資料係
参考事務係
普及事業係

(郷土資料について
①—⑦までは特に右
の三係が関係が深い)

- ① 郷土資料の収集・整理・保存
- ② 郷土資料目録の作成
- ③ 郷土資料の寄贈・寄託の勧誘
- ④ 福島県地方史研究の動向調査(県史・市町村史の編纂状況研究団体・研究者の活動)
- ⑤ 福島県地方史研究講習会の開催(学界の動き)
- ⑥ 福島県史概説、古文書解説講座、研究発表)
- ⑦ 福島県史編纂室への協力(史料調査、所在目録の作成文献目録の作成)

福島県史学会(会誌年
二回会員二〇〇名)
事務局 県立図書館

こうしたなかで、福島県史・各市町村史編纂事業がすすむにつれて、県市町村に散在している膨大な史料をどのように保存するか、つまり利用した史料の保存と未利用の史料の散逸防止をどのようにするかが問題となり、ここに「文書館」あるいは「文化会館(博物・美術

・史料)」設立の構想が打ちだされてきたのであります。

学界で論議されてきた日本史資料センター問題のなかで、都道府県文書館構想が多くの人々の賛成をえた理由には、現在このような問題に当面しているところが多いことを物語っていると考えられる。しかしながら実現をみるまではまだかなりの日限を要するものと考えられるが、福島県の場合、昭和四十一年度教育予算のなかに博物・美術館設置の調査費が計上されたことは、今のところ文化会館になるのか、史料はどのような形で保存され公開されるのか、文書館の設置は別にすること、いろいろな意見もきかれるが、とにかく設置のきざしが一歩前進したことだけは認められる。また、福島県史学会、福島県考古学会、福島県芸術文化協会等の文化団体は福島県知事、県議会、および関係機関等に請願運動も続けられている。

こうした状況のもとで、私自身考えることは、当面やはりあらゆる機会を利用して史料の散逸を防止する方策を打ち出し、できるだけ史料を収集しておくことに努力したい。それには、県内地方史研究の動向を調査し、情報網を確立しておくこと、また県史編纂室と協力して福島県史資料所在目録(既刊二冊)を引き続き作成刊行していくことであろう。また将来古文書館の実現をみたときには、むしろ史料館として、県立図書館が保存する一切の古文書、郷土資料を引き継ぎ、さらに県庁文書・市町村主要公文書、県内採集文書(藩政・地方・個人)地方行政資料等を収集整理し、県・県議会、各市町村へのサービス、会社・銀行等企業体への資料提供、学界への協力、県民全般への平等な史料公開、史料調査および史料刊行(永久的な修史編纂)、研究講習会の開催等を積極的におこなわれるべきではないかと考える。

(福島県立図書館司書)

埼玉県における歴史的史料の調

査保存の動向

森 田 雄 一

はじめに

本県では北部で養蚕業、西南部で製茶業が古くから盛んであるため、従来から史料の損失がいわれて来た。この傾向は戦後の農地改革による江戸時代からの村落支配者層が没落することによって一層ふかまった。しかし、戦後の地方史研究の著しい発展に伴ない、県教委をはじめ各市町村教委、市町村史誌編さん室、公共図書館、大学、研究団体等による史料探訪の動きは活潑で、距離的な関係から都内から進出する研究者も相当数にのぼっている。ではこれらの動きはどのようなものであろうか。以下この点について実情を述べ、あわせて今後の史料保存の展望をこころみたい。

一、史料の調査、収集・保存の実状

イ、中世の史料

寛永以前の文書については、昭和35年初頭県教委と東大史料編さん所の共催による県下の所在調査がおこなわれた。この結果は、同年「埼玉県古文書所在目録」として報告された。このうち慶長以前の文書については、調査の際撮影した写真を土台に、原典と対照できる史料集が「埼玉の中世文書」の名で県立図書館から編集刊行され、現存の文書をほぼ全部収録することができた。また東大史料編さん所の好意により、旧浦和宿本陣の原文書19点が県立図書館に移管されている。その他、県教委では文化財保護条例

にもとづく県指定文化財として7件約90点を指定し、このうち日高町の「町田家文書」14点、狭山市「篠井家文書」12点については調査報告書の中で内容の全文を紹介している。

ロ、近世の史料

現在知られている藩政史料は川越藩松平大和守家の藩政日記だけである。これは前橋市立図書館に保存されているが、川越市史編さんの史料として、市史編さん室の手でマイクロ化がすすめられ、将来は市立図書館にフィルムを保存する予定である。

一方地方史料は、県内で多くの調査が行なわれている。県立図書館ではここ数年にわたって所在調査を実施、その成果として昨年度までに「秩父郡上名栗村町田家文書目録」今年度「大里郡甲山村根岸家文書目録」を刊行、なお続刊の予定である。市町村関係では、目録に本庄市「本庄市史料」（4巻迄刊行）川口市「足立郡芝村須賀家文書目録」秩父郡皆野町「金室家文書目録」「関根家文書目録」「持田家文書目録」大宮市「武蔵一ノ宮水川神社調査報告書」秩父図書館「高野家松本家古文書目録」「秩父郡野巻村逸見家文書目録」があり、史料集として大里郡花園村「持田家文書」（3集迄刊行）秩父郡皆野町「金室家文書」蕨市「蕨市の歴史史料篇」秩父市「高野家御用日記類抄」「松本家御用日記類抄」（全5冊）「忍藩秩父領村別史料集」羽生市「川俣関所関係文書」等がある。また、研究者、大学等の調査したものに埼玉県地方史研究会「平林寺文書」「鷲宮神社、甘棠院、足立家所蔵文書」国学院大学近世史研究会「武州秩父郡古文集」（3集迄刊行）「入間郡三ヶ島村石井家加藤家三ヶ島家中家文書目録」「秩父郡中津川村幸島家文書目録」関東地方史研究会「武州比企郡平村の

歴史と史料」大館石喜「武州入間郡山口堀之内村小峰家文書目録」木部良樹。内田清「笠原村近世史料目録」斉藤貞夫「武州新河川舟運関係古文書目録」等がある。この他県教委では8件約四〇〇点の史料を県の文化財に指定している。

ハ、近・現代の史料

近年とくに利用が盛んになってきたが、県庁所蔵史料のうち、現在明治・大正期のもの約五千五百点が県議会図書室に文書学事課から預託（正式移管ではない）されており、一部は目録（埼玉県議会図書室「公文書目録」）が作成されている。また、県教委では、現在「埼玉県教育史」の編さんを行っており、事務局を県立図書館においているが、今年度編さん資料として、明治以降・終戦までの教育関係公文書目録を刊行する予定である。

二、今後の課題

イ、所在調査の強化

各方面の活潑な調査活動にも拘らず史料の散逸は著しい。これを防止するにはやはり一軒々々の文書目録を作成し、所蔵点数を明らかにして、異動を監視するのが一つの方法であろう。このために取扱ひ者の養成という問題も生じてくるが、地教委や大学の学生諸君の援助を得て悉皆調査を実施したいと考えている。この場合、市町村で実施出来る場合には、なるべく地元を委任し、力のおよばない向を県で補うといった方法を検討している。また所蔵者が処分する場合にも、出来るだけ図書館等に収納するよう呼かけることを考慮している。

ロ、文書館の建設

文書を収蔵する場合には明瞭な保存施設を設置し、寄託者を安堵

させる意味でも収納場所を確保するのは大切なことである。県立図書館には、現在「大里郡甲山村根岸家文書」をはじめ「入間郡平山村平山家文書」「児玉郡本庄宿諸井家文書」等が保管されているが、現在の構内に別館という形で郷土資料室の機能を拡張した文書館を建設し、行政資料、近世史料を収蔵して、県政の研究機関を兼ねた一大史料センターを設置しようという構想をもっている。すでにこの構想に賛意を表明された県下の研究者代表により県議会に請願書が提出され採択されている。

（埼玉県立図書館主事）

文書館と図書館

渡 辺 秀 忠

山口図書館を原動力にして、文書館をつくらうと努力していた頃の関係者にとって、当面の目的は山口県に本邦はつの文書館を誕生せしめることであつたが、一方では山口県のみならず全国に文書館というものとの必要性を認識してもらわなければならないという使命感があつた。そこでわたくしたちは機会あるごとにそのことを口にしていた。当時の日本の図書館界には文書館という概念そのものがないようで、わたくしどもはコッコツと外国文献を譏訳しなければならなかった。

その後、関係者の努力が実つて、山口図書館の会議室で古典的に古びた卓をかこんで、文書館規則の草案を推敲している頃であつた。ある日、わたくしは当時の図書館の鈴木さんに、「やがて、文書館という文字も日本の百科辞典に載る日が来ると思いますが、この際、もんじょかんと呼ぶか、ぶんしよかんと呼ぶかハッキリさせましょう」と

聞いたものである。

鈴木さんは、さして間をおくこともなく、「もんじょかんで行きましようや」と、答えられた。

おおげさに言えば、その瞬間から日本では文書館はもんじょかんとなったのである。鈴木先生にとっては、わかりきったように思える愚問を、わたしが発したについては、それなりの理由があった。

その頃、県内では漸く文書館について関心が起ってきたとみえ、何人かの人がそのことについて話しかけてきた。それらの人の中には、「ぶんじょかん」と発音する人があって、わたくしも成程と肚の中で思っていたのである。

現在でも、図書館員の中には、英語のアーカイブズにあたる文書館をぶんじょかんと発音する人がある。一方では、新聞などに古文書館と書いている学者もある。やや、こじつけの気もするが、前者にあっては何となく新しいもの、たとえば地方行政資料といったようなものが意識というより感覚におかれているようである。後者にあつては抵抗なく、文書即ち歴史的古文書という感覚が伏在しているような気がする。前者の感覚からは、せいぜい「郷土資料室」の拡充といった程度の構想しか生まれまいし、後者の感覚からは、学者のための史料館という構想が生まれるのではないか。

昭和三十三年だったか、慶応大学で行なわれたゼミナールに、わたくしは、「公共図書館における文書館的機能について」といったテーマの課題をした。その時の意図は、文書館の必要性を説きだかつたのであるが、まだ理解されないだろうという判断と、県立、市立、町村立では、それぞれ受けとめ方が違うだろうという配慮によって、そのような文句になったのである。しかし、独立した文書館を持ってない場合

でも、経験の積み重ねによる「郷土資料室」という概念から、飛躍した「文書館」という概念を公共図書館も導入すべきであると思つたのである。その必要性を一つの面から説明してみよう。

現在、多くの図書館が、「郷土資料室」を設けて、郷土の資料を集めようというスローガンのもとに、かなり積極的な資料収集の姿勢をとっている。しかし、たとえば地方行政資料の収集においても、多くの場合、一たん役所で選択され、印刷されたものに止まりがちであつて、プライマリな（生な）資料には及ばないことが殆んどである。

文書館の機能（図書館のレファレンス・ファンクション、企業体などのドキュメンテーションなどに対し、アーキバル・ファンクションという用語が使えないだろうか）の核心をなすものは、実にこの生資料の収集と管理と運用なのである。これは、従来の図書館の概念には殆んど含まれていなかったのではあるまいか。

生の行政資料を管理・運用するということは、文書館の基本性格の一つにも関連する。それは、「住民の識る権利」のための措置である。この点からいえば、文書の公開制度即ち文書館であつて、いわば、民主主義の原理の上に立つものであるといつて差し支えない。

この点から、文書館資料は、外国の事例にみても歴史学徒の研究に最も役立っており、また学者の研究成果によって、国民は間接に「識る権利」の行使を充足するのであるが、原則としては、飽くまで一般公開とすべきである。この点では、公共図書館と性格において、軌を一にするというべきである。

ことばを換えれば、文書館は古もんじょかんでもなく、ぶんじょかんでもなく、両者の機能の綜合されたものであるといえないであらうか。

（山口県立山口図書館司書）

文 書 館 法 要 項 (山口県文書館案)

一 目的

- (1) 文書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、設立の促進と健全な発達を図る。

- (2) 基本法は地方自治法により教育委員会法にはよらない。

二 定義

「文書館」とは歴史に関する文書及び記録（以下文書という）その他必要な史料を収集し、整理し、保存して利用者の調査研究に資することを目的とする施設である。また文部省指定の研究機関とする。

三 事業

- (1) 文書を収集し整理する。
- (2) 文書を永久保存し、公開して利用に供す。
- (3) 文書の目録・索引・解題・定本の作成と配布。
- (4) 文書の利用に関し、参考となる助言と案内。
- (5) 文書に関する専門的な調査と研究。
- (6) 文書の展示及び文書に関する講習会。
- (7) 歴史の編さん及び配布。
- (8) 他の文書館と協力してマイクロ史料の交換等を行なう。
- (9) 学校・図書館・博物館等と緊密に連絡する。

四 職員

- (1) 館長は専門家でなければならない。
- (2) 専門職員は文書館の専門的な業務に従事する。
- (3) 専門職員の構成は業務別だけでなく、研究の時代別も考慮さ

れる。

- (4) 専門職員と庶務関係の事務職員の割合は、専門職員五人に対して一人の割合とする。

- (5) 専門職員の身分は研究職とする。

- (6) 整本手・写真撮影技術等の技術者を確保する。

- (7) 地方には史料調査員を置く。

五 専門職員の資格

- (1) 大学院修士課程修了者で日本史を専攻したもの。

- (2) 右と同等であると認められたもの。

- (3) 大学・大学院で日本史以外の専攻者は日本史二〇単位を修得することにより資格が与えられる。

六 県立文書館の基準

- (1) 独立の館舎で総面積が一、〇〇〇平方メートル（三〇〇坪）以上。

- (2) 人員は一五名以上。

- (3) 施設としては閲覧室、事務室、会議室（大・小）、書庫（防火・防虫・防湿）、殺虫室、写真撮影室、現像室、史料整理室等。

七 国庫補助

公立文書館には国庫補助がある。

- (1) 新らしく設置する場合は施設費の半額。

- (2) 備品購入費の半額。

- (3) 備品購入の際免税の措置。

八 史料収集

国または地方自治団体の諸機関から、公文書が移管される法的措置。

限定版 「萩藩閥閥録」^{はつえつろく} の出版

山口県文書館の文化史料刊行事業は、昭和三十五年度から始まり第一期刊行物として「防長風土注進案」全二十二巻と、別篇「豊浦藩村浦明細書」一卷を公刊して昭和四十年度に完結を見たが、引続き第二期刊行事業として、「萩藩閥閥録」の公刊を四箇年計画で実施することが決定された。

この「閥閥録」は、長州藩（萩藩）の毛利家臣団所伝の古文書と系譜を調査して集大成されたものである。享保五年に藩主吉元が、当時の史家永田瀬兵衛政純に調査を命じ、各家々から古文書の写を録上させ、六箇年をへた同十年に完結した。目録一冊と本篇二百三冊から成る。その内容は、鎌倉時代から藩政初期にわたる毛利家譜代の家臣団及び帰服した中四国をはじめ諸国の旧族の門閥に対する閥歴を示す古文集であり、南北朝から幕藩体制確立期の様相を知る貴重な史料集でもある。東大史料編纂所長竹内理三氏は、「その量においても、江戸時代、幕府諸藩で盛んに行なった古文書集成のうちでも最大の内容をもっている。」と推賞されている。一面、編集当時の重臣・諸士はもとより、足輕・陪臣から地方の有力百姓町人まで所持している古文書を収録していることも特色の一つである。重臣・諸士八百五十一家は一門・永代家老・寄組・手廻組・物頭組・大組・船手組・遠近付・寺社組・無給通・膳夫・徒士・三十人通・大工・細工人の順に配列され、寺社足輕は五十五家、百姓町人は百七十七家、陪臣は四十一家、合計千二百二十四家が収録されている。なお、後年この「閥閥録」に収録漏れの諸士以下寺社農商所持の古文書を調査し「閥閥録遺漏」と題して

十五冊三百二十七家分が追加された。この総計千三百五十一家にわたる古文書集を、昭和四十一年度から毎年一冊あて、四箇年計画で出版する予定で既に準備を開始した。申込等の詳細については、近く全巻予約申込書を送付するので、ぜひ購読されるよう切望する。（田村）

編集後記

○明治維新百年の記念行事が各地で計画されていますが、本県ではこの行事の一つとして、置県百年を目標に県政百年史の編集事業を行ないます。これは文書館が中心となって編集執筆に当たりますが、私達はよい県政史をつくるためには、明治以降の史料調査を徹底的に行ない、多くの史料を収集・整理することを考えています。数年後には近・現代史料のメッカとなる？ことでしょうか。

○今年度より専任館長を迎え、摩指定（会計上の自立機関）をうけました。開館以来六カ年目に名実ともに自立したわけです。自立した私達の第一の仕事は、多年の夢であった独立館舎の建設です。幸い明治維新百年の記念事業に文書館舎の建設が加えられる計画もあり、このところ私達の夢は広がるばかりです。食堂並みといわれる現在の閲覧室で研究される方々をみるにつけても、個室的な閲覧室……徹夜で研究出来るもの……等を考えています。

○今度の全国大会にこの二号がまにあいました。投稿された方々に感謝いたします。

文書館 ニュース 二号

昭和四二年五月一〇日 発行

山口県文書館

山口市上宇野令二九六〇ノ一

電 山口 ② 四三七〇番